

子供の貧困対策について（ヤングケアラー支援含む）

《課 題》

- 福祉、医療、教育等の関係機関との連携
- 相談体制の充実
- 教職員、児童生徒への周知と認知度の向上

《施策の方向性》

- ヤングケアラーの支援体制の構築・周知
- 研修会の充実及び啓発資料や相談窓口の周知
- スクールカウンセラー（ＳＣ）及びスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の計画的な配置
- 庁内連絡調整会議における、施策の方向性の検討等
 - ※庁内連絡調整会議：健康福祉部を中心とした庁内組織
(健康福祉指導課・児童家庭課・子育て支援課・学事課・教育庁など)

《これまでの会議での主なご意見》

- 困った時に人に助けを求めることができる力、被援助志向性や受援力を身に付けていくような試みが重要。
- 学習保障や同じような境遇の子供たちが共有できるような場を持ち、そこに安心できる大人がいて相談できるような場所があるといい。
- 子供が学びの機会を失わないことが非常に大事。
- 育児と違い、家族の介護について話をするのは（子供にとって）多分恥ずかしいこと。
子供の心理で考えて大人の物差しで見ないことが、問題が起きる前に芽を摘んでいくことにつながる。
- 子供の貧困も含めて、様々な相談に関して、まさに「そっと」相談できるような窓口を作り、それがしっかりと届くようにしていく。
- 未就園児や無園児の実態把握とその先の保健や福祉、教育分野と連携したアウトリーチを見据えてほしい。
- ヤングケアラー以外の貧困、貧困には結び付かないヤングケアラーなど、場面に応じた対処をお願いしたい。
- 子供たちの声に対応するだけでなく、大人の側から手を伸ばせる、大人が積極的に介入できるような体制づくりが課題である。
- 自分から相談できる子供はよいが、自分から相談できない子供をどう拾っていくかが次の課題になってくる。

令和6年度実績

【ヤングケアラーの早期発見】

(1) 相談体制の充実【拡充】

・SCやSSWの計画的な配置

SC … 全公立小・中学校、・全県立高校 121 校、県立特別支援学校 5 校及び教育事務所等 6 カ所に配置

※小学校について配置日数を拡充

(小学校：隔週配置 384 校→510 校、月 1 回配置 252 校→128 校)

SSW … 地区ごとの公立学校に 39 名、5 カ所の教育事務所に 4 名ずつ、各地区中学校区におけるスクリーニング検証で配置 5 名、合計 64 名を配置

○SC、SSWの相談件数（※令和5年度）

- ・「ヤングケアラー」に関するSCへの相談件数 延べ 419 件
- ・「ヤングケアラー」に関するSSWへの相談件数 延べ 1,629 件

○SSWへの相談内容、事例（ヤングケアラーに関すること）

- ・経済的に困窮しており、精神的な疾患のある母親のヤングケアラーであるために登校がままならなかった高校生について、関係機関との連携を図り生活環境を整えた結果、登校状況等にも改善がみられ、学校生活の継続が可能となった。

・SNS相談の充実

○昨年度並みの相談件数

○火・木・日 18 時開始前に登録者全員にオープンメッセージを送信

○令和6年度から、これまでの中学・高校生に加え、小学校4年生から6年生までを対象に追加

・その他

○各学校に対して、教育相談の内容やアンケートに、ヤングケアラーを発見しやすい項目を加筆してもらうよう依頼

○児童生徒向け啓発資料を配付し、ヤングケアラー相談窓口（ケアラー本人や関係者が個別に相談可）を周知

(2) ヤングケアラー支援体制構築事業

・ヤングケアラー・コーディネーターの配置

民間団体に委託し、社会福祉士等の資格を有するコーディネーターを配置した相談窓口を設置。子供を始め、関係機関からのヤングケアラーに関する相談に応じて適切な支援につなげるとともに、学校職員やスクールソーシャルワーカー等と連携してネットワークを構築する。

相談窓口：千葉県ヤングケアラー総合相談窓口「アトリエ」

相談方法：SNS相談、メール、電話

受付時間：平日 9:00～20:00（土日祝、年末年始を除く）

・ピアサポート・オンラインサロンの設置

専門スタッフの同席のもと、当事者同士が集まって悩みや経験について相談・共有し、適切な支援につなげる機会を設ける。また、より気軽に相談できるようオンラインによる相談等を令和6年1月から開始し、毎月1回程度開催。

(3) 「SOSの出し方教育」の充実

SOSの出し方や受け止め方について、児童生徒、保護者、教職員のそれぞれに向けて作成した啓発動画の視聴を促した。

(4) ヤングケアラー関係機関職員研修

- 福祉・教育・介護・医療等の関係機関の職員に対し、ヤングケアラーに関する理解を深め、支援力の向上を図る研修を実施
- 幅広くヤングケアラーに関する見識を深めてもらうため、学校や市町村等で研修が開催できるように講師を派遣

【ヤングケアラーの周知】

(5) ヤングケアラー広報啓発

- ヤングケアラーの社会的認知度の更なる向上を目的として、中学・高校生などと親和性が高いSNS等の媒体を活用し、効果的な広報啓発を実施
- 学校のトイレや廊下への掲示を想定した、相談窓口を掲載したステッカーを作成し、県内の中学校・高校等に配布

(6) 啓発資料の作成や教員研修の充実

- 教職員研修資料（学校人権教育指導資料第44集）に『「ヤングケアラー」への対応について』を取り上げ、公立幼稚園、こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高校、特別支援学校の教職員に配付
- 人権教育担当者の研修で「ヤングケアラー」の講演を実施し、SSWとの連携協力、関係機関との連携について取り上げた。
- 児童家庭課の実施するヤングケアラーアドバイザー派遣事業の周知を行い、積極的な活用を促した。
- 講座やアドバイザーの派遣を通じて、チェックリストや教育相談でヤングケアラーが発覚した後の対応についての研修を充実させた。

【子供の貧困の実態把握】

（７）こどもの生活実態調査

こどもの貧困に係る実態や課題の把握等を行うため、地域バランスを考慮して選定した 15 市町村の児童・生徒とその保護者を対象に、こどもの授業の理解度、放課後の過ごし方、保護者の収入や就業の状況、公的支援の利用状況など、教育や生活に関連する調査を行ったもの。

同様の調査を令和元年度に実施しており、経年比較を含めた分析を行っている。

〔調査項目〕 貧困の状況にあるこどもや家庭の状況の把握
施策の認知度、利用度、利用意向に関する項目 等

〔調査対象〕 15 市町村の小学 5 年生と中学 2 年生約 2 万人とその保護者

〔回 答 率〕 児童・生徒：36.1%、保護者：36.9%

〔実施時期〕 令和 6 年 6 月 4 日～令和 6 年 6 月 28 日

（主な調査結果）

- ・低所得や家計の逼迫等の生活困難を抱える子育て家庭（困窮層・周辺層）の割合は 22.5%（R1:19.2%）。
- ・前回 R1 調査同様、貧困家庭ではこどもや保護者の健康状態や自己肯定感が低い等の傾向が見られた。
- ・貧困家庭では、就寝時刻の遅いこどもや朝食を食べないこどもが、その他の家庭に比べて多い等、基本的な生活習慣に課題が見られた。
- ・貧困家庭では、こどもが大人と食事を取り、学校生活や社会の出来事の話をするといった家庭内のコミュニケーションが少ない傾向が見られた。
- ・貧困家庭では、保護者が悩み事の相談相手や近隣に日常的な会話等をする知人が少ない傾向が見られた。
- ・貧困家庭では、学校に行きたくないと思ったことのあるこども、家事や家族の世話で勉強や遊ぶ時間をとれなかったこどもが、その他の家庭に比べて多い傾向が見られた。

（８）こどもの貧困に気づくためのチェックシートの活用

令和 2 年度に作成した現行のチェックシートを見直すため、福祉や教育の現場実践者により構成する検討会を令和 6 年 6 月に開催。チェック項目の絞り込みに当たり重視すべき事項について意見を聴取。今年度中の改定を図る。

【支援体制の充実】**（９）こども食堂サポートセンター事業【新規】**

こどもに無料または安価で食事や団らんの場を提供するこども食堂の自立的な活動を推進するため、地域におけるこども食堂間のネットワークの構築等を支援する。

（10）課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業（居場所カフェ）

令和５年度までに事業を開始した１０校に加え、令和６年度から新たに２校（流山北、木更津東）で開始し、現在、県内１２校において延べ５４回開催している。令和６年９月３０日現在、６,５１８人が参加している。